

任意解散について

I 任意解散の要件

1. 解散とは

宗教法人が宗教活動を行う目的を停止し、財産関係を清算すべき状態になること。

解散した宗教法人は直ちに消滅するのではなく、清算の目的の範囲内において存続し、清算手続きを経た後に消滅する。

2. 解散を行うための条件

規則上、解散の手続きに関与する役員が存在すること

II 解散の手続き

1. 解散の決定について規則で定める手続きをとる

- (1) 責任役員会の議決（様式2）
- (2) その他の機関（総代等）の議決、同意（様式3）
- (3) 包括団体の承認（様式4）

2. 清算人の選任及び残余財産の処分について決定する。

- (1) 解散を決議する責任役員会で清算人を選定
ただし、選任しない場合は、代表役員（又は代務者）が清算人となる
- (2) 残余財産の処分について帰嘱権利者を選定

3. 信者その他の利害関係人に対する公告。

- (1) 時 期
 1. の手続きを経た後
- (2) 内 容（様式6）
 - ① 解散する旨
 - ② 解散に意見があれば、一定の期間（公告の日から2月以上の期間を定める）内に申し述べるべき旨
- (3) 方 法
規則で定めるところによる
- (4) 公告証明（様式5）、意見があった場合の対応（様式7）

4. 解散の認証申請

(1) 時 期

公告後一定期間経過した時点以降

(2) 必要書類

- ① 解散認証申請書（様式1）
- ② 1. の手続きを経たことを証する書類（様式2、3、4）
- ③ 3. の手続きを経たことを証する書類（様式5、6、7）

5. 所轄庁の認証（※ 解散は、所轄庁の認証書の交付によって効力を生ずる）

6. 登記

(1) 時 期

認証書の交付を受けた日から2週間以内

(2) 申請人

清算人

(3) 内 容

解散及び清算人就任

(4) 登記申請書

- ① 名称
- ② 主たる事務所
- ③ 登記の事由 解散及び清算人就任
- ④ 認証書の交付を受けた年月日 平成 年 月 日
- ⑤ 登記すべき事項 平成 年 月 日 解散
(解散認証書の交付を受けた日)
同日次のおり就任
住 所
清算人 氏 名
(注. 代表役員が清算人に就任する場合は、「同日代表役員清算人就任」で足りる。)
- ⑥ 添付書類
 - ・解散認証書の謄本
 - ・責任役員会その他の機関の議事録
 - ・清算人の選任を証する書面（代表役員が就任する場合は不要）
 - ・清算人の就任承諾書
 - ・規 則

7. 所轄庁への届け出

清算人が登記後遅滞なく、登記簿謄本を添えて登記した旨を届け出る（様式8）